

タカオ力化成工業株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするためのため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和7年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1：育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知

<対策>

- 令和3年4月～ 制度の利用を希望する社員と所属長へ情報を提供する。

目標2：三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限。

<対策>

- 令和3年4月～ 本人の申し出により、時間外勤務、休日勤務、深夜勤務を免除、あるいは月間24時間以内とする。
制度の利用を希望する社員と所属長へ情報を提供する。

目標3：労働者が子どもの看護のための休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等より利用しやすい制度の導入。

<対策>

- 令和3年4月～ 本人の申し出により、所定労働時間を1日15分単位で2時間を限度として短縮する育児短時間勤務の制度の適用を受けることができる。
制度の利用を希望する社員と所属長へ情報を提供する。

目標4：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

- 令和3年4月～ 制度の利用を希望する社員と所属長へ情報を提供する。

目標5：テレワーク等の場所にとらわれない働き方の導入。

<対策>

- 令和3年4月 在宅勤務・タイムシフト勤務を制度化し、就業規則の改正、在宅勤務規程、変則勤務手当支給規程の制定を行う。